

## ハンセン病療養所入所者が描いた過去・現在

川崎 愛

### I. はじめに

日本の約90年に及ぶハンセン病療養所への隔離政策は、退所規定がなく、入所は長期化し、強制的に隔離された当事者は多種多様な活動を現出させ、強化していった。その代表例を二つ挙げると全国的な自治組織と小説、詩、短歌、俳句などの文芸活動である。

ソジャとルフェーブルによる第三空間論において自治活動は第三空間（生きられる空間）、文芸活動は第二空間（思考される空間）に該当する。戦後、全国のハンセン病療養所が団結し国政に影響を与えるようになる一方、国は隔離政策を一層強化した。日本国憲法の制定や治療薬プロミンの効果は自治活動を促進させ、社会運動の盛り上がりを恐れた国は入所者の権利要求を封じ込めるために世界の趨勢に反して、抑圧を強めた。

本稿では、第二空間の権力や監視のもとで描かれる「創造的な想像力の重要な空間」とされる側面に焦点をあてる。隔離政策が確立する1930年代からの療養生活を入所者はどのように記しているかを過去と現在の作品から提示し、政策や療養生活、自己に対する評価の違いを分析する。

### II. 入所者の文芸活動

#### 1. 隔離政策時代の作品

荒井裕樹の『隔離の文学』（2012）は1930年代から1950年代までの入所者による文学作品について「自己表現史」として考察している。隔離され、阻害され、抑圧されたなかで綴られた言葉にこそ、患者たちに隔離と抑圧を強いた「日本」の「近代」という問題を照らし出すとともに、「人間にとって表現とは何か」という普遍的な問いを読み解き、「文学」の概念を豊穡化させるのではないかと（荒井：16-17）。ハンセン病の隔離政策は、療養所のなかで患者たちは撲滅されるべき生命を生き続けるという残酷なパラド

クスを強いられた。療養所という特異な医療・生活空間のなかで生み出された文学表現に、文壇・医療・公衆衛生・軍事・天皇制・民主主義といった社会規範や政治力学がいかに作用してきたのか。隔離政策のなかで生み出された文学を問うことは、文学という表現行為自体が孕む普遍的な問題を考えることになる（荒井：23-24）。

隔離政策に多大な影響を及ぼした「財団法人癩予防協会」（1931年成立）が企画した作品募集では、患者自身が隔離政策の最大の理解者、賛同者、宣伝者となる作品が応募された。精神を「去勢」された患者が刷り込まれた自己否定の言説を曝け出す文学であり、隔離政策を根底から支える、まさに隔離する文学だった（荒井：25, 57-61）。

ハンセン病の発症と隔離の経験を描くことで文壇に輝いた北條民雄の人物像と文学観は彼の日記から次のように捉えられる。当時の療養所の文学は、自己同一性の再起を図ろうと入れ込めば、隔離政策の「御用文学」へと陥る危険性を持つ。そうでない文学を模索しようとすれば、慰安としての短文芸程度しか用意されていない、極めて限定された範囲での営みであったと北條の眼には映じた。徹底した検閲制度が敷かれていた当時の療養所において、患者側に自由な表現など許される余地はなく、完全監視体制のなかで、自己同一性の危機に陥った人々に残された選択肢が、施設管理者側にとって都合のよい優等生的患者という虚像を演じてみせることだったのである（荒井：102-110）。

日本の総戦力体制下で、被差別部落をはじめとする被抑圧者たちは国家奉仕という形を通じて、過酷な境遇からの解放を幻視していた（させられていた）。厳格に隔離されたハンセン病患者たちは、女性や被差別部落民のように、労働力や戦闘力の一駒として総力体制に組み込まれることはなかった。隔離された空間で自給自足の労働を担いながら、療養することを使命とされたハンセン病患者たちは「銃後」とも言い難い特異な空間を生きていた。戦局の悪化に伴う物資不足や食糧不足など、戦時下の不都合を被ることはあっても、当時の国民の義務であり存在価値の源泉とされた国家奉仕には参加できなかった患者たちは、前線への負い目ばかりか、「銃後」への負い目という複雑な葛藤のなかで生きることを強いられた。戦局の悪化と物資統制の煽りを受けて、「全国癩療養所々長会議」（1944年6月25-26日）は各園発行の機関誌を、1944年7月号をもって一斉に休刊することを決定した。この後、療養所の文学を担ってきたハンセン病患者たちは、先の見えない沈黙の期間に入った。なお、多磨全生園の機関誌『山櫻』は敗戦後の1946年4月に復刊した。（荒井：254-262）

敗戦後の療養所で起こった人権闘争の発生要因として、荒井はGHQが進めた民主化政策の影響、特に新憲法の成立や「福祉三法」の制定が大きく関与していると指摘している。

また、患者運動の動機の象徴性を基準にすると「傷痍軍人」と「結核・ハンセン病」とに分けられる、としている。傷痍軍人は戦時期に認められていた権利・恩典・名誉が敗戦とともに消滅し、その反発が運動へと繋がっていった。対して、結核患者やハンセ

ン病患者たちは、新薬を含めた治療技術の向上と新憲法に保障された生存権をよりどころに、兵力や労働力となり得ないがために虐げられた戦時期の記憶を乗り越えることを運動の動機とした。その意味で患者運動とは、現実に生存していくための生活・医療環境改善のための闘いであると同時に、自己の尊厳の象徴性を獲得するための闘いでもあったのだが、ハンセン病患者たちは、戦前の記憶を否定することの中に新たな自画像を見出そうと試みた。

この患者運動の季節は、同時に「療養文芸（文学）」の季節でもあった。患者たちは闘うだけでなく、自身の心情や生活環境を文学に託して表現し始めた。この時期には、多くの患者たちが自身の療養生活を主題とした俳句・短歌・詩・小説を生み出し、患者団体が創刊した機関誌の文芸欄や療養所内の同人誌、またNHKラジオの「療養の時間」などを舞台に、それぞれの厳しい生活状況を描いていた。機関誌や同人誌のなかには文壇・詩壇・俳壇から選者を迎え、作品を競わせ、文学技法を切磋琢磨し合っていくような事例も見られる（荒井：268-274）。

## 2. 「らい予防法」廃止前後の作品

1907年の「癩予防ニ関スル件」、1931年の「癩予防法」、1953年の「らい予防法」へと引き継がれた隔離を強制する日本のハンセン病政策は、1996年4月1日の「らい予防法の廃止に関する法律」施行によって終止符が打たれた。

「らい予防法」改正・廃止に向けての取り組みと法廃止後の課題を整理した「当事者及び関係者から見た『らい予防法』の問題点と今後の課題<sup>1)</sup>」から当事者（ジャーナリストによる聞き書きを含む）の作品の該当部分を提示する。

1996年から2000年にかけて出版された当事者による文献は10冊、9名が著した。出版当時の著者の年齢は50歳代から80歳代まで開きがあるが、戦前・戦中期に入所したのは『無菌地帯』（1996）の大竹章、『忘れられた命の詩：ハンセン病を生きて』（1997）の笹雄二、『人生に絶望はない：ハンセン病100年のたたかい』（1997）の平沢保治、『生きて、ふたたび』（2000）の国本衛の4名である。4名とも各園の自治会の委員や会長として長年にわたって自治活動に関与してきた。

9人中最高齢の島比呂志『片居からの解放』（1996）と最年少の森元美恵子『証言・日本人の過ち』（1996）、『証言・自分が変わる社会を変える』（1999）は入所前に一般就労をしていた。柴田良平『六十八歳の春』（1997）、森元美代治『証言・日本人の過ち』（1996）、『証言・自分が変わる社会を変える』（1999）、伊波敏男『花に逢はん』（1997）、『夏椿、そして』（1998）の3名は療養所を退所して一般就職の経験がある。柴田と伊波は法廃止以前から「社会復帰」している。森元と伊波は奄美、沖縄の療養所から転所して長島に開設していた邑久高校新良田教室を卒業しているが、移動に通常の倍近い36時間を要し、乗車していた郵便貨車の窓に「伝染病患者輸送中」との張り紙を貼られ

た。出迎いの職員や駅員、高校の教師も白い帽子、マスク、予防着に長靴の重装備で、生徒との人間的なつながりは偏見の壁に阻まれてなかった（藤田編・森元1996：94-98）。療養所職員の重装備は、自分はそれほど恐ろしい病気なのだと思います（伊波1997：111）。断種と隔離は一体のもので患者撲滅政策を進める上で重要であった（柴田：32）。ハンセン病療養所は治外法権的で医療でミスがあっても、裁判に訴えることができなかった（藤田編・森元1996：347-352）。

伊波は「らい予防法」の最大の罪を、罹病者とその家族を「特別な疾病観」で追いつめ、この世に生を得た意味さえ奪ったこと（伊波1997：184）とし、平沢は法改正にあたっての一番の難問は患者自身が持つ病気への偏見をどうなくすかということだ、と述べている（平沢1997：99-102）。

法廃止後の入所者の処遇は「法によって受けた被害は、法によって補償する」という精神を基底に据えたものが望ましい（国本：223）。筈は「社会全体の責任」による「救済」でなく、国のおかした犯罪の賠償責任として「国家補償」の名で行わなければならない、長年入所者は「患者作業」に従事させられてきたので「給付金」の基準を「国立病院を定年退職した者の平均的年金額」とすべきとしている（筈：244-245）。従来から専門医のいない科は療養所で「無医村」となっていて（大竹：303-309）、高齢化している入所者がどこの医療機関でも、ハンセン病（後遺症）を診療でき、入所者が外来治療を受けられるようになるための啓発活動が必要である（平沢1997：104）と主張してきた。

著者のなかには、国賠訴訟のきっかけをつくった者、いち早く国賠訴訟の原告になった者もある。ハンセン病回復者の心境を大竹は「法の廃止はハンセン病問題に終止符を打つものではなく、療養所の再編、統廃合の問題が現実として迫り、後遺症を“らいの烙印”として顔や手足に残しながらこれからも偏見と差別に立ち向かっていくべき立場に変わりはない。ただ、入所者の心境は一つ、今後はそちらの番だ、社会がどれだけ変わるか、固唾を呑んで見守っている」（大竹：358）と述べている。

### 3. 国家賠償請求訴訟後の作品

2001年5月11日に「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟（以下国賠訴訟）」判決で原告が全面勝訴した後、当事者による著書、聞き取りによる著書等、ハンセン病療養所での生活を描いた作品が訴訟前と比べると数多く出版された。

『ハンセン病違憲国賠裁判全史』（皓星社）には、裁判で明らかになった被害の実相について、西日本訴訟、東日本訴訟、瀬戸内訴訟の陳述書と本人調書が記載されている。

朝日訴訟に衝撃を受け、戦後の患者自治会を再建し、多磨全生園の緑化運動やハンセン病資料館の建設、「らい予防法」の廃止、地域の身体障害者運動等様々な活動をしてきた平沢保治<sup>2)</sup>は国賠訴訟以前に3冊、訴訟後に2冊の本を出版した。そのうち2013年出版の対話集は自ら『苦しみは喜びをつくる』と命名した。社会のハンセン病への偏

見、療養所入所後の職員からの扱いによって自分自身もハンセン病への認識を歪めることになった。人としての尊厳を決定的に貶めたのは断種である。自身を偏見から解放していくのは1993年のハンセン病資料館のオープンであり、「らい予防法」廃止運動である。資料館ができたことで法廃止や国賠訴訟の勝利につながり、自身も歴史を生き抜いてきた語り部として、「ハンセン病であってもわたしは人間なんだ、という自信と自覚を取り戻すことができ」た（川崎2014：165-166）。

ハンセン病政策による被害が明らかにされる一方、ハンセン病になったことを「幸せ」という当事者もいる。川崎は1920年代、30年代、40年代生まれの3人の語りの背景にある個別性、共通点、相違点を探った（川崎2012：69-80）。入所の時期が戦前と戦後の違いはあっても、いずれも治療の効果があり、ハンセン病の症状は早期に軽くなり回復した。三人の療養所入所前と後との生活を比較すると、食事や教育の面では入所後の水準の方が高かった。年長の二人は10代で療養所に来て以来、療養所で暮らし続けた。したがって、「外の世界」での差別や恐怖の体験を別の記憶に塗り替えていく機会はなかった。「ハンセン病になって幸せだった」という言葉は、子ども時代に全力で自分を守ってくれる存在を持たずとも生き延びたこと、人生における選択の幅や生きがいを著しく制限された環境においても、自分への信頼を失うことなく生き抜いてきた誇り、そして周りへの感謝の思いが込められている。

### Ⅲ. 現在の入所者による近年に出版された著書

#### 1. 宮崎かづゑ

宮崎かづゑは10歳のときに長島愛生園（岡山県）に入園し、以後約80年を長島で暮らしている。80歳頃から子ども時代の思い出や暮らし、日々の出来事をワープロで書き始めた。『愛生』（長島愛生園機関誌）に発表し、親友の看取りの記録「あの温かさがあったから生きてこられたんだよ」をきっかけに、料理研究家・辰巳芳子との交友が始まった。二人のはじめての出会いの場面はドキュメンタリー映画『天のしずく辰巳芳子 “いのちのスープ”』（2012年）で紹介された。以下からは宮崎による「長い道」（みすず書房、2012年）、「私は一本の木」（みすず書房、2016年）をもとに人生をたどる。

#### (1) 生い立ち

宮崎かづゑは岡山県の山間の村で農業と養蚕を営んでいた両親のもと1928年に生まれた。祖父母と両親の愛情を受け、ハンセン病の症状が現れはじめてからは身体が虚弱になり、きょうだいのように学校には行けなかったが、家族に守られて深い自然のなかで暮らしていた。生家の庭の隅には大きな井戸があり、向こう二、三軒との共同で朝昼晩賑やかに、井戸端でお米を研いだり、洗濯用の水を担いで帰ったり、一日中人の声

のする場所だった。ある日気づくと人気がなく話し声もしないので、妹に聞くと近所の人は坂の下や上のよその井戸の水を使っていることが分かった。「心底（えらいことになった）と思った」。風呂はどこかへ借りに行くとしても、毎日の炊事や洗濯の水を何回も運ぶのはどんなに大変なことか。自宅の井戸を近所の人が避けていることを知った両親、祖父母はどんなに傷ついたことだろう。宮崎は長島行きを決心した。

そのころから、夕食後に仏壇の前に祖父と父、間に宮崎、後ろに祖母と母が並び灯明と線香をあげ、父がお経を読んだ。とうとうある夜に起こされて、着物を着せられ、以前に本人が希望していたうどんが入ったお椀を持たされた。ちょっと味を見ただけで食べられず、皆黙って、姉の家に行き、夜明けの迎えの自動車を待った。1938年の暮れ、祖父に連れられて長島愛生園に向かった。初めて乗った自動車に何の感慨もなく、ただただ母だけを見ていた（宮崎2012：25-37）。

## （2）少年舎と乙女寮

「島に行ったら学校に行ける」と聞いた言葉に惹かれて来たものの、大風子の注射から雑菌が入り（当時は注射針を使いまわしていた）、化膿して高熱が続き、足も立たず、大きな手術をすることになった。一層虚弱になり、病棟で長いこと寝たきりの生活を送った。山ひとつ越えたところにある学校に行くには「少年舎」と言われた寮に入らなくてはならなかったが、少年舎の寮の建設が間に合わなかったこともあり、しばらく大人の寮に預けられた。

入園して1年半後によく少年舎に入るようになった。8畳くらいの部屋に女の子が5、6人いて、寮監のような役割の患者の女性と男性がそれぞれ寮に住み込み、子どもたちは「おかあさん」「おとうさん」と呼ぶ習わしだった。朝起きてから寝るまでの時間割は全部決められ、炊事場まで食缶を取りに行く当番やお茶をわかす当番、掃除やゴミ捨てなど、自分たちですることがたくさんあり、自由な時間はわずかだった。

当時の学校は愛生学園と呼ばれ、先生は患者から選ばれた人たちだった。「裳掛分教場」と書かれた愛生学園は、教室が二つしかなく満員で、学年に関係なく一部屋で予習復習をしながら、一組だけが教わるという状況だった。やがて隣接した雑木林が取り払われ新たに三教室がつくられた。雑木林の土を除く重労働を子どもたちが担った。宮崎は当時12、13歳になっていたが、なるべく下の学年に入れるようお願いして三年生になった。はじめて登校した日、何も知らない、書けないと思っていたのに作文らしきものが書けた。驚き、それからは夢中で勉強した。三年生が終わる修了式には努力賞と熨斗のかかった大きな包みを光田健輔園長から手渡され、中には立派な硯箱、墨何個かと筆何本かが並んで入っていた。

面会は母が春と秋のお祭りの後、年によっては、もう一回、戦争中も年に2、3回来てくれた。当時子どもは130人くらいいたが、家族が会いに来ることは少なかった。県

内に住んでいても面会は一日がかりで、家族は来たくても来られるわけではなかった(宮崎2012: 40-54, 宮崎2016: 45-50)。

戦争中、同年代や少し上の世代で懸命に働いた子どもは亡くなった。ハンセン病の症状が出ていない健康そうな子どもほど作業で酷使され、大人になれなかった。死因は結核が多かった。食料や燃料不足を補うために、望ヶ丘の松林を伐採する作業や畑の開墾に子どもたちが駆り出された。宮崎は斜面を畑にするための草取りに通ったが、坂道を上下するたび、足がどんどん悪くなっていった。収穫した作物は中央炊事場に供出することになっていたが、保存方法を知る者はなく、その多くを腐らせ子どもたちのお腹を満たさなかった。夏、畑に行かれない足の悪い子どもたちは、じゃがいも小屋やかぼちゃ小屋に食べられるものと腐ったものの選別に通った。当時、少年舎のある望ヶ丘を支配していた大人たちは、子どもたちを奴隷のようにこき使い、愛情を感じることはなかった。例外的に男子が「森おとっちゃん」と慕う寮父さんがいて、元気なときは細やかに愛情深く子どもたちの世話をし、具合が悪いときは寮の子どもたちが当番を決めて、おとっちゃんの面倒をみていた(宮崎2012: 58-64)。

戦後10年くらいたった頃、売店に珍しい高級な生菓子が売られていた。値段は高かったが、そのお菓子を買って、翌朝きれいに包み直して納骨堂へお参りに行った。戦争中に汚れたぼろの服を身にまとい、お腹をすかせて亡くなった子どもたち。亡くなったという知らせだけでお葬式すら行われていたか誰も知らない子どもたち。お菓子をお供えして、こんなお菓子を買えるような時代になったことを報告した。子ども時代に一緒だった人に出会うと彼らも、珍しいお菓子があったから納骨堂へお供えに行ってきたと言った。皆でお参りをすることになり、納骨堂に眠る子どもたちがかわいそうでならず、宮崎は原稿用紙一枚の弔文を書き、当日亡くなった子どもたちに向けて語った。そのとき同席していた夫の友人は15年経っても、亡くなる間際の50年を経ても弔文を覚えていて「あれは、よかったなあ、あのお参りはよかったなあ」とお腹の底から言ってくれた(宮崎2016: 168-172)。

15歳の終わり頃、足の裏傷の治療のため学校へは行かず、遠い治療室に通っていた。ハンセン病の症状に感覚麻痺があるが、宮崎の病型は手足の痛覚を失うものだった。戦時中、子どもたちも厳しい労働に駆り出され、足の裏の皮膚が破れて傷ができて、それを庇えず、足裏の傷は短期間に拡大し、骨にまで達した。質の悪い「裏傷」は治ることがなく、多くの人がこの傷を持っていた。敗戦後、18歳になった春、子どもたちの寮から離れて、医局に近い乙女寮に移った。足はどす黒くなり、しょっちゅう高熱が出て寝たり起きたりの毎日だった。医師が新たな注射液ペニシリンを試すと、熱が下がり、足の腫れがひき、足の裏傷もきれいになり、身体が爽やかになった。ただ、足はいびつになっていて、足の裏全体を地面につけて歩くのは不可能で、無理に歩けば、また高熱に苦しめられることは自分で知っていた。宮崎はこれまで足切断の促しの言葉をかけて

いた医師に「心が決まりました。足をおとすことにいたします」と伝えた。当日、手術室の窓から見た空の色は覚えているが、足を失ったのが何年の何月ということは今でも分からない（宮崎2016：68-75）。

### （3）長島での暮らし

園内で編み機が流行ったことがあった。自分で計算して製図をつくらなければならない、邑久光明園から編み機の講師をしている入所者による講習会に長く通った。夫が編み機を毎回会場まで運んでくれ、講師に何度も質問して、模様編みができるようになったときはうれしかった。手が不自由でも「世のやり方を全部御破算にして、『私ならどうするか』というやり方があることを見つけた」（宮崎2012：101-102）。

島での生活が落ち着いてきた頃、どこでも土地を拓いて、畑をつくるために木を燃やし、煙草を吸うのが当たり前で、よく山火事が起きた。そこで、元気で働き盛りの人が園に責任をもって活動する消防団が結成された。夫も選ばれて入団した。団員は30人くらいで、団服、ヘルメットその他が渡され、消防車を動かし、ホースをつなぎ、放水する練習が行われた。大勢の消防団員は練習に明け暮れし、山火事と聞いたら飛んで帰って、ヘルメットと団服を身に着け出ていく。宮崎は道のない崖で夫が怪我をしないか、手早い仕事ができるか無事に戻るまで気が気でなかった。消防団は長年大活躍をしたが、邑久長島大橋<sup>3)</sup>ができて、火事が起きたら外から消防車が来ることになり、園の消防団は解散することになった。

解散式は、たandan団服にヘルメットを載せて、園長、事務部長、看護部長、園職員らの並んでいるところをすすみ、一人ひとり手渡して握手をして「ごくろうさまでした」と言われたそうである。宮崎は邑久長島大橋ができて一番うれしかったのは、消防団が解散になったことで、夫は60歳を超えたので、心から安堵した（宮崎2016：106-109）。

10歳で長島愛生園に来て、愛生園の初代園長光田健輔に対しては「世間の風から守ってもらった」と思っている。両親の愛情はあっても、故郷にいたら家から出ることもできず、虚弱な身体でここまで生きられなかっただろう。母が亡くなって以降はきょうだいは疎遠になったが、恨む気持ちは一切なく、自分が病気になったために迷惑をかけたと申し訳なく思う。懐かしいのは、両親と祖父母がいた家であって、それがなくなった故郷には何の興味もなく、帰りたいと思うことはなかった（宮崎2012：122-125）。

『私は一本の木』のあとがきには2016年2月に88歳になると記している。自分の歩いてきた道とたどり着いた考え方を次のように述べる。「らいを患った、それを悩んだのではなく、いつのまにか受け止めたのです。」「私には取り柄がない、いいところがない、それだけを追求して生きていたようなものでした。そして、やっとたどり着いたのです。生まれてきてよかった、らい患者でよかった。だからこそ、私はほんとうの人間の姿を



見つけることができました。」「らい患者であろうが、世界一の大金持ちであろうが、何の隔たりがあるでしょうか。何もありません。私は自由そのものなんです。」これからも「穏やかに、広い、深い、何ものかを見つめながら生きていきます。生きている地球が大好きです。」(宮崎2016: 228-229)

## 2. 崔南龍

崔南龍は邑久光明園(岡山県)に入所後、園内の創作会「島陰クラブ」に入り1948年の短編「黴(かび)」から執筆活動を開始した。1957年頃から作家・木島始の指導を受け、園外でも「黒いみの虫」が『文芸首都』で佳作として紹介された。2006年「大和高田から天安へー恨(ハン)百年」が第32回部落解放文学賞・記録文学部門で佳作を受賞。著書『猫を喰った話—ハンセン病を生きて』(「崔南龍」名義, 2002年), 『崔南龍写真帖 島の65年—ハンセン病療養所邑久光明園から』(2006年), 編著書『孤島—在日韓国・朝鮮人ハンセン病療養者生活記録』(2007年)以上, 解放出版社。2013年に視力を失うが、かつてのハンセン病療養所の情景を口述筆記で記録している。

以下では2017年に出版された『一枚の切符 あるハンセン病者のいのちの綴り方』を中心に療養所での生活を記す。

### (1) 生い立ち

崔南龍(通称名, 南龍一)は1931年2月に父・崔性栗, 母・朴小景の長男として神戸市に生まれた在日韓国人二世である。幼児の時, 家庭の事情で父の韓国の実家に一時帰国するが, そのまま一家離散した。仕事のため再び父は単身で渡日するが, 一年後に5歳の南龍は父の再婚相手となる義母とともに, 父が働く神戸を訪れ, 新たな生活が始まった。神戸市立小学校三年生でハンセン病を発病し, その年に父が自死した。義母は家族協議の結果, 離婚し祖国へ帰された。孤児となった南龍は1941年7月に10歳で岡山県のハンセン病療養所邑久光明園に入園し, 南龍一と名付けられた。療養しながら無認可の光明学園で学び, 1945年に岡山県知事によって光明学園は邑久町立裳掛小学校三分教場として承認され, 繰り上げ卒業した(崔2017: 15, 52)。

### (2) 光明学園と双葉寮

1909年に設立された外島保養院(大阪府)は1934年9月の室戸台風によって壊滅的な被害を受けた。生存入所者は全国の療養所へ分散され, 1938年4月に岡山県南東部の瀬戸内海に浮かぶ長島に外島保養院は邑久光明園として再建された。血縁者でない大人と子どもの同居について子どもの将来を案ずる声があり, 子どもたち自身も学校に通うことを望んでいたので, 園と患者自治会は1938年7月に光明学園(前身は外島学園)を開校し, 翌年には校舎と, 大人たちから離れて生活する少年少女舎「双葉寮」を, 波静か

な木尾湾の岸近くの一画に建てた。光明学園は60坪ほどの北向きの建物で、中央に玄関があり、入って右側の突き当たりにあるのが教室兼講堂、玄関の正面に教室、左にもう一つの教室、さらに左隣には教員室が設けられていた。教員室の左奥には、階段を降りたところに便所の別棟があった（崔2017：44-45）。

光明学園は療養所内の学校なので、先生も生徒も患者で、校長は療養所の所長、すなわち光明園の園長であった。卒業証書には光明園長の名と光明園の四角い判が押されていたが、これは社会一般では通用しない卒業証書であることが後に判明した。学園では、三人の男性が先生をしていて、高学年と低学年に分かれた複式学級で、一方が授業をすると、片方は書き取りや計算などの自習をさせられた。先生も生徒も治療や各科の診察があり、どちらも一人の欠席なしに授業が進められるのは珍しかった。

戦争が激しさを増すと、生徒は勤労奉仕や戦争にまつわる園の行事等に動員された。先生のうち二人が体調を崩し、一人になった時期もあったが、新しく工業学校と農学校出身の先生が来た。1943年から44年にわたって午後はすべて農業実習となり、空き地や崖にいたるまで建物の周りはすべて耕し、畑に作り変えた。年齢が16歳、光明学園の学業の高等科二年修了という条件に達した者は、一般舎へ移動した。普通は子どもの年齢と在籍学年は一致するが、光明学園の生徒は、病気を隠すため長期にわたって学校へ行けなかったり、隠れて家庭の仕事を手伝わされたりしたなどの事情で、歳と学年が一致しない場合が多かった。

病気が重い子どもたちは8歳から16歳までの男女が入る双葉寮で時間を過ごしていた。

双葉寮には、自治会から頼まれた養育係（寮父母、寮兄、寮姉）の四人がいて、家庭的だんらんのみならず規律や秩序を身に付けるよう育てられた。双葉寮は学園の東隣前にあり、90坪ほどの大きさで、食堂を含め男女六部屋のほか、共同の洗面所、トイレ、炊事場、物置などが備えられ、多い時は70～80人の児童が暮らしていた。食糧難の時代にとりわけ厳しい状況におかれた農作業ができない子どもたちのために、光明学園の卒業生男子2、3人が「農業実習生」として双葉寮に居残った。高等科卒業の資格を得た男子たちは双葉寮の裏の山を開墾して作った段々畑を耕作し、収穫の最盛期には寮の子どもたちでは食べきれず、大人の病室に大きなトマトを持って行って、みんなに喜ばれた（崔2017：44-52）。

著書のタイトルになっている『猫を喰った話』は1946年冬の出来事である。寮の北側の桃畑に仕掛けた罠箱に犬ほどもある猫が捕まり、子どもたちは棍棒で叩いて殺し焼いて食べた（崔2002：36-38）。

崔は1960年に「双葉寮」という短文を書いた。そこには園内ラジオで聞いた支援者M氏の、双葉寮にここ数年のうちに入所者がいないと閉鎖されるだろうという一入所者からの便りを読み、M氏は涙が出るほど嬉しかったという手紙への違和感が記されている。双葉寮が閉鎖されるかもしれないということは、発病する少年少女がいないことであり、

療養所入所者の平均年齢が高くなり、やがて老衰や寿命で療養所全体が閉鎖されることになるだろう。双葉寮がなくなるかもしれないことは、社会的、または国家財政的には喜ばしいであろうが、社会から隔離された孤独のなかで、老齢化、老衰の途中におかれている人間を無視して、こんにち生きている場の消滅を他者に嬉しがられるのは納得がいかない。本来、双葉寮が閉鎖されるかもしれないという知らせに、まず涙を流して喜ぶべきは、ここに生きてきた者たちである。多くの苦しみを味わってきたからこそ、自分たちのような少年少女時代を誰にも過ごさせまい、この病が未来永劫、なくなってほしいと感じるのでなければ、真の大義名分とはならない。ハンセン病撲滅を、涙を流して喜ぶのもよいが、その病気を背負って死滅しなければならない人間にも、一べつの想いを忘れてほしくない（崔2017：260-261）。

「双葉寮」が記された1960年は、治療効果により退所する者がいる一方で、日本の経済状況や衛生状態の向上もあり新規の患者は大幅に減少していた。入所者はハンセン病患者でなくなっても「らい予防法」のもと社会から隔離され、職員不足を補うための「作業」を退所した軽症者の分まで担うことになった。

### （3）患者作業と優生手術

日本が隔離政策のもと療養所を開設したのは1909年だが、完治しない感染性の病気として恐れられ、療養所に従事する医師・看護婦（当時）らは患者に直接、接触するのを嫌った。治療、看護および介護から日常生活援助、食料の調達全般、さらに不幸にして死亡した患者の遺体の焼却、埋葬まで、その種類は40以上にのぼり、その作業すべてが患者の手によって行われていた。作業に対しては、自治会の管理のもと、働きに応じて月ごとに「作業賃」が支払われる。一日賃金の基準は1953年ごろだと、10円から20円、煙草一箱ほどで、支払いは貨幣ではなく、1955年まで邑久光明園では園内通貨である「駒」で支給された。作業賃は時代と作業内容によって細かく分けられていた。

邑久光明園に将棋、囲碁クラブの会場となる娯楽会館ができたのは1954年で、そのときに代書係が作られた。病気の特徴として激しい神経痛に襲われ、末梢神経が侵されると指先の感覚がなくなり、筆や鉛筆を持たず、文字を書く力が失われてしまう。顔面神経痛から眼を痛めたり、視力を失ったりする者も少なくない。また、病気のために学校へ通うことができず、字を書けない者や在日韓国・朝鮮人のなかには、家庭の事情で日本語はおろか母国語の読み書きもままならない者がいた。とくに強制連行されて来た人たちは、うまく日本語を話すことさえできなかった。そのため患者作業の職種に、生活に不便のないように文字を書く仕事として「代書係」ができた。手紙にかぎらず、目の不自由な人たちの趣味のひとつとして、短歌、俳句、詩などの文芸作品の原稿書きの代筆を頼むこともあった。代書係は、ある程度字を知り、個人の秘密を守ることができ、物事をよくわかった年配の男性を自治会が「作業査定」で配分していた。代書作

業は、他人に聞かれないように一対一で行われ、娯楽会館の管理室の小部屋で行われた(崔2017: 76-82)。

開園当時から医療従事者と職員の数が決定的に不足していた療養所を正常に機能させるには、入所者が生命を維持するために施設運営に必要な管理作業すべてを引き受けていた。邑久光明園でプロミン治療が始まったころ、当時の医務課長は、なぜ患者が危険なダイナマイトしかけや健康者であっても重労働である土木作業を行うのか疑念をもった。のちに医務課長は一医官として東京の多磨全生園に転出した。その後、患者の不自由度に沿った慰安金の支給を求めて獲得運動が進められ、給与金の支給改善に伴って、次々に患者作業が廃止された。同時に園への対応を求める作業返還委員会が発足し、崔は委員長を務めた。1970年にはほぼすべての作業が園に返還された。患者作業において特筆すべきは、外科交換助手という職種である。療養所では優生手術が行われており、墮胎、断種手術の付き添いや手伝いも患者作業の例外ではなかった(崔2017: 89-91)。

1959年に国民年金法が施行、一級障害者に福祉年金(月額1500円)が支給されるようになったが、在日韓国・朝鮮人は年金支給対象から除外された。他園の同胞とも協力して、厚生省の担当者と交渉したが、埒が明かなかった。そこで文章にして、日本に連れてこられてからの言葉(読み書きも含む)の壁や計算ができないために人の嫌がる仕事をさせられ、苦勞してきたことを綴った『孤島』を1961年6月と1962年5月に発行した。徴用で連行され、日本のために働いて、日本で病気になり、年金が出るときには対象外とされるのは差別だと訴えた。厚生年金の対象でありながら、働いていた会社の名前や場所がわからず、申請できなかった人も多くいた。在日韓国・朝鮮人が苦勞に苦勞を重ねてきた歴史と仲間への鎮魂の思いを込めて『孤島』は2007年に復刻版を発行した(崔2007: 259-262)。

隔離されたハンセン病療養所では、世間一般の概念や言語では表現しきれない心情を語るために「園内語」が用いられた。優生手術は次のように表現された(崔2017: 92-97)。

「すじ切り」断種手術(ワゼクトミー)のこと。精管の一部を切除、または結ぶことによって生殖能力を失わせる。先祖代々の血筋、家筋を断つという意味から、患者たちは「すじ切り」と呼んだのかもしれない。

「盲腸の手術」人工妊娠中絶のこと。元気でいた女性が突然入院すると、周囲の者が勘ぐり噂になる。盲腸も急に手術が必要な病気なので、「あの人、盲腸の手術やったんやね」といえば、それと察して、みな口を閉ざした。

#### (4)「菊池事件」

ハンセン病療養所内での盗難、暴行などの犯罪者や当局の意向に沿わない入所者は1939年から1947年までは栗生楽泉園内(群馬県)の重監房、「特別病室」に収容された。

92名のうち22名が凍死、衰弱死、自死したことが露見し、重監房は廃止された。

1953年には菊池恵楓園（熊本県）に菊池医療刑務支所（定員75名）が開所した。そのさい自治会が、療養所内に刑務所が置かれるのは人間性を無視した行為であると反対し、隣接する敷地外に設置された（崔2017：125-127）。

菊池事件（藤本事件）は1951年に熊本県菊池郡で発生した爆破事件および殺人事件で、容疑者がハンセン病患者であったために、公正さの欠如した裁判がなされ、突如異例な処刑がなされた事件である。現在、容疑者とされた藤本松夫氏の冤罪を晴らすべく全療協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）、支援者や弁護団によって再審請求がなされている。1962年9月に再審請求が棄却された翌日に藤本氏は菊池医療刑務所を出発し福岡刑務所で死刑が執行された。この事件で、全患協（現・全療協）と各自治会は、藤本氏の無罪を訴えて、署名運動や裁判の再審請求の嘆願書を提出したり裁判費用を募ったりと奔走した。崔は自治会事務所に出入りしていて、藤本氏と直接手紙のやりとりをしていた。死刑執行の抗議文を書き、のちに創作「壁をたたく」で事件を社会に訴えたが、力足らずであったと述懐している。菊池事件は人の罪を裁いているのではなく、「らい」という病を裁いた。判決は藤本氏だけでなく同病者すべてに下されたものであり、日本の司法権力による「らい」に対する死刑の宣告であった。「らい」は大昔から罪や悪業とすりかえられてきた。収めきれないことを成り立たせるため、患者は身代わりになり、幕をかぶせてしまえば、真実までもおおい隠せたのだろう（崔2017：128-132）。

#### IV. 考察

「癩予防法」成立によって隔離政策が強化される時期の当事者は、政策の理解者として自己の存在を否定し政策を支える患者を主題にした。療養所では検閲制度が敷かれ、完全監視体制のもと、自己同一性の危機的状況で残された選択肢は、管理者に都合のよい優等生的患者を演じるほかなかった。

総戦力体制下で入所者は前線、「銃後」の両方への負い目が作品に反映され、物資不足から各園の機関誌は休刊、文学の担い手は沈黙した。戦後の患者運動は生活医療環境の改善と同時に自己の尊厳のための闘いであった。これまでの記憶を否定し新たな自己像の創出が機関誌や同人誌を通してなされた。

1996年の予防法廃止前後には、戦前・戦中に入所し自治活動の萌芽期を牽引した者、入所前に一般就労をしていた者、療養所を退所して一般就職の経験のある者、法廃止以前に「社会復帰」した者が著書を発表し、社会にハンセン病政策について問うた。「らい予防法」は本人や家族を「特別な疾病観」で追いつめ、長年にわたり本人自身を病気の偏見で縛り付けた。

2011年の国賠訴訟判決を通して、政策の被害実態が明らかになった。人としての尊厳  
社会学部論叢 第28巻第2号

を貶めたのは断種である。自身を病の偏見から解放した背景には、ハンセン病資料館のオープンや予防法廃止運動に尽力したことがある。「ハンセン病になって幸せ」という言葉には、迫害を生き延び、自分への信頼を失わず生き抜いてきた誇りが込められている。療養所は劣悪な医療・生活環境であったが、「世間の風から守ってもらった」との評価もある。ただし戦時中は子どもも農作業等に駆り出され、特に軽症の子どもは作業で酷使され、その多くが結核で命を失った。家族と離れて療養所で暮らす子どもたちに愛情をかける大人はまれで、自身が生きるのに追われていた。かつて重症者以外が従事した「患者作業」は、健康な者でも重労働な土木作業だけでなく、優生手術の付き添いや手伝いもあった。在日韓国・朝鮮人の入所者は日本語が不自由なため、きつい作業を割当てられ、当初は年金の支給対象から除外され、二重三重の差別の対象となった。菊池事件では公正な裁判がなされないままハンセン病患者の死刑が執行された。

社会から隔絶した療養所の「無医村」での医療ミスは葬られてきた。

当事者による司法や医療、国の政策への告発は、予防法廃止前後に出版され、療養所内の機関誌や文芸誌にとどまらず、社会にその問題を知らしめた。

## V. おわりに

作品から見る政策や療養生活、自己評価は、著者の入所の時期と年齢、執筆・発表の時期に影響される。戦前・戦中は小説の形態であっても表出は制限があり、ハンセン病患者としての自身を排除することで成り立っていた。戦後の患者運動が盛り上がりを見せるなか、「療養文芸（文学）」の季節を迎え、自身の心情や生活環境を文学に託すことが盛んに行われた。予防法廃止以降は、小説での表現は減り、経験をふまえた政策への直接的な発言が増え、社会にハンセン病政策の問題を啓発し続けることで、自身が持つ病の偏見から解放された。

近年出版された作品は、数十年後には入所者がいなくなるハンセン病療養所がどのような場所であったかを個人の体験を通してつぶさに描いている。「癩予防法」の時代に生を受け、地域社会から追われてハンセン病療養所で子ども期から終生を過ごし、ハンセン病政策の根源と「本当の人間の姿」を見据えた作品は将来への遺言となる。

詩、俳句、短歌、川柳は現在も各園の機関誌に専用のコーナーがあり、過去や現在の日々の暮らしや思いを伝えている。また、入所者の趣味としても長い歴史があり、特に、中山秋夫、塔和子、笹雄二らの作品は広く注目を集めてきた。これらの作品に対する検討は今後の課題としたい。

## 注

- 1) 川崎愛 (2001) 「当事者及び関係者から見た『らい予防法』の問題点と今後の課題—法廃

止後の文献を通して」『社会福祉』第41号

本稿では当事者（ジャーナリストによる聞き書きを含む）、関係者（医療従事者・研究者など）、その他（裁判関連、当事者・関係者による編著他）の三者に文献を分類し、法の問題点と法廃止後に残された課題を明らかにした。

- 2) 「語り部」, 「社会運動家」と呼ばれる平沢保治の社会運動家としての側面に焦点をあてた論文は次のものがある。川崎愛（2014）『自治会活動から障害者運動, まちづくりへー平沢保治の仕事』流通経済大学社会学部論叢第24巻第2号
- 3) 呂久長島大橋は「人間回復の橋」と呼ばれ1988年5月9日に開通した。それまで17年間に及ぶ全患協（現・全療協）の要求運動があった。隔離の必要のない証として、孤島だった長島が本土と接続された。橋は長さ185メートル, 幅7メートルのアーチ型。1989年11月からは両備バスが長島（呂久光明園, 長島愛生園）, 西大寺（現在は呂久駅）間を一日三往復運行している。

## 文献

- 荒井裕樹（2012）『『隔離の文学』ハンセン病療養所と自己表現史』書肆アルス
- 崔龍一（2002）『猫を喰った話ーハンセン病を生きて』解放出版社
- 崔南龍編（2007）『孤島 在日韓国・朝鮮人ハンセン病療養者生活記録』解放出版社
- 崔南龍（2017）『一枚の切符 あるハンセン病者のいのちの綴り方』みすず書房
- エドワード・W・ソジャ, 加藤政洋訳（2017）『第三空間新装版』青土社
- 藤田真一編（1996）『証言・日本人の過ちーハンセン病を生きて・森元美代治・美恵子は語る』人間と歴史社
- 藤田真一編（1999）『証言・自分が変わる社会を変える・ハンセン病克服の記録第二集』人間と歴史社
- アンリ・ルフェーブル, 斎藤日出治訳（2008）『空間の生産』青木書店
- 平沢保治（1997）『人生に絶望はない：ハンセン病100年のたたかい』かがわ出版
- 平沢保治（2013）『苦しみは歓びをつくるー平沢保治対話集』かがわ出版
- 伊波敏男（1997）『花に逢はん』日本放送出版会
- 伊波敏男（1998）『夏椿, そして』日本放送出版会
- 川崎愛（2012）「ハンセン病であったことは『幸せ』かー人生と病の経験をたどる」流通経済大学社会学部論叢第23巻第1号
- 研雄二（1997）『忘れられた命の詩：ハンセン病を生きて』ポプラ社
- 国本衛（2000）『生きて, ふたたびー隔離55年ハンセン病者半生の軌跡』毎日新聞社
- 宮崎かづゑ（2012）『長い道』みすず書房
- 宮崎かづゑ（2016）『私は一本の木』みすず書房
- 大竹章（1996）『無菌地帯』草土文化
- 柴田良平（1997）『六八歳の春』筒井書房
- 島比呂志（1996）『片居からの解放ーハンセン病療養所からのメッセージ』社会評論社